

一級河川旭川水系下流ブロック

(岡山県管理区間)

河川整備計画

平成27年3月

岡 山 県

## 目 次

1. 流域の概要と河川の現状と課題	1
1.1 旭川水系下流ブロックの概要	1
1.2 河川の現状と課題	4
1.2.1 治水の現状と課題	4
1.2.2 利水の現状と課題	6
1.2.3 河川環境の現状と課題	7
2. 河川整備計画の目標に関する事項	12
2.1 整備計画の対象区間及び期間	12
2.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	13
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	13
2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	13
3. 河川の整備の実施に関する事項	14
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	14
3.1.1 河川工事の施行の場所	14
3.1.2 河川工事の目的、種類及び河川管理施設の機能の概要	15
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	17
3.2.1 河川の維持の目的	17
3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所	17
4. 河川情報の提供及び地域や関係機関との連携に関する事項	18

### 1. 流域の概要と河川の現状と課題

#### 1.1 旭川水系下流ブロックの概要

旭川は、岡山県の中央部に位置し、その源を岡山県真庭市蒜山の朝鍋鷲ヶ山（標高1,081m）に発し、途中、備中川、宇甘川等の支川を合わせて南流し、岡山市北区三野において百間川を分派した後、岡山市の中心部を貫流して児島湾に注ぐ、流域面積1,810km<sup>2</sup>、幹川流路延長142kmの一級河川です。

このうち、本計画の対象流域とする「旭川水系下流ブロック」は、河口（百間川河口を含む）から国土交通大臣管理区間上流端（岡山市北区牟佐）までの、全ての旭川流域を指すものです。なお、本計画の対象河川の区域は、本ブロック内の国土交通大臣管理区間（旭川・百間川）及び岡山市管理区間（倉安川、大堀川）を除く、岡山県が管理する河川の区域です。

対象流域は、旭川の下流部の2市（岡山市、赤磐市）にまたがり、岡山県南部のほぼ中央部に位置しています。

本ブロック内の最大支川である砂川（流域面積149.2km<sup>2</sup>）は、赤磐市北部にその流れを発し、赤磐市のほぼ中央を南に流れ、惣分川、こぶ川等の支川を集めて岡山市内に至り、秋芳川、沼川等の支川を合わせて百間川に注いでいます。その他、岡山市内には、旭川本川に注ぐ地蔵川や中原川、百間川に注ぐ庄内川等があります。

地形については、本ブロック北部では、砂川が吉備高原を刻んで生じた丘陵地帯が存在しており、その南には砂川が運んだ土砂によって形成されている谷底平野が南北に連なっています。岡山平野は、往古に「吉備の穴海」と呼ばれた海域を旭川、吉井川が埋めて生成された地域と、近世に入ってから干拓地から成っています。

地質は、表層地質で見ると、本ブロック北部の丘陵地帯は主に深成岩の花崗岩質岩石によって占められ、南部の平地部は未固結堆積物である砂礫層から成っています。南部に残丘状に存在する低い山地は、固結堆積物の砂岩・泥岩、輝緑凝灰岩が多く、一部に火山性岩石の流紋岩質岩石も見られます。なお、岡山市の操山一帯は北部と同じく花崗岩質岩石となっています。

気候は、温暖な瀬戸内海式気候区に属しており、岡山市の年平均気温は16.0℃、年降水量は約1,100mmとなっています。また、年間の日降水量1mm以上の日数は90日程度であり、我が国で最も降雨の少ない地域の一つと言えます。

植生は、かつてシイ・カシ類、ヤブツバキ等が天然林を形成していましたが、現在そのような場所が残っているのは社叢等の限られた場所のみとなっています。ほとんどの山林（里山林）は、薪炭材を得るために人手が加えられてアカマツの二次林となってきましたが、その後、松くい虫による松枯れ及び植生遷移によって変化し、現在ではコナラ林が谷沿いを中心に拡大してきています。また、谷底平野や干拓地では、水田や畑等の耕作地として利用されています。なお、郷土景観を代表する特定植物群落として、アラカシ等の常緑広葉樹からなる岡山市北区祇園の竜ノ口の樹林が選定されています。

本ブロックに関係する2市の人口をみると、ブロック南部に位置する岡山市では近年でも増加していますが、ブロック北部に位置する赤磐市では僅かな減少傾向に

あります。

土地利用では、江戸時代には干拓が広く進められたことから低平地が多く、山林が 37%、田 33%、宅地 20%、畑 8%となっており、宅地や田の占める割合が比較的高くなっています。また、岡山市街地も低平地を中心に発展を続けた歴史があり、隣接する赤磐市南部や岡山市東区瀬戸町は、高度成長期以降には、ベッドタウンとしての開発も進められてきました。

本ブロック内の主要な交通網としては、我が国の交通の大動脈でもある JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、山陽自動車道、国道 2 号がブロック南部を東西に横切っている他、南北を貫く軸として県道西大寺山陽線、県道岡山吉井線が砂川沿いに走っています。また、県中央部を東西につなぐ国道 484 号がブロックの北部を横断しており、それぞれ地域生活を担う重要な道路となっています。

産業でみると、産業別の就労人口では第 1 次産業が約 3%、第 2 次産業が約 22%、第 3 次産業が約 75%であり、サービス業である第 3 次産業人口比率の高い都市型の構成となっています。その一方で、砂川流域の平地部は、優良な朝日米や雄町米等を産する岡山県の米どころとして知られている他、ブロック内の丘陵地帯は岡山名産の桃やぶどうの産地ともなっています。

岡山市は、県の政治・経済・文化の中心都市であるばかりでなく、山陽・山陰、あるいは四国各地との結節点となる中国・四国地方随一の交通の要衝であり、平成 21 年 4 月に全国で 18 番目の政令指定都市に移行しています。さらに、旭川を堀割として利用した鳥城の名で知られる岡山城や、旭川の中洲に位置し日本三名園の一つ岡山後楽園は、重要な史跡として、また国民的文化財としてよく知られており、国内外から多くの観光客が訪れています。

1. 流域の概要と河川の現状と課題

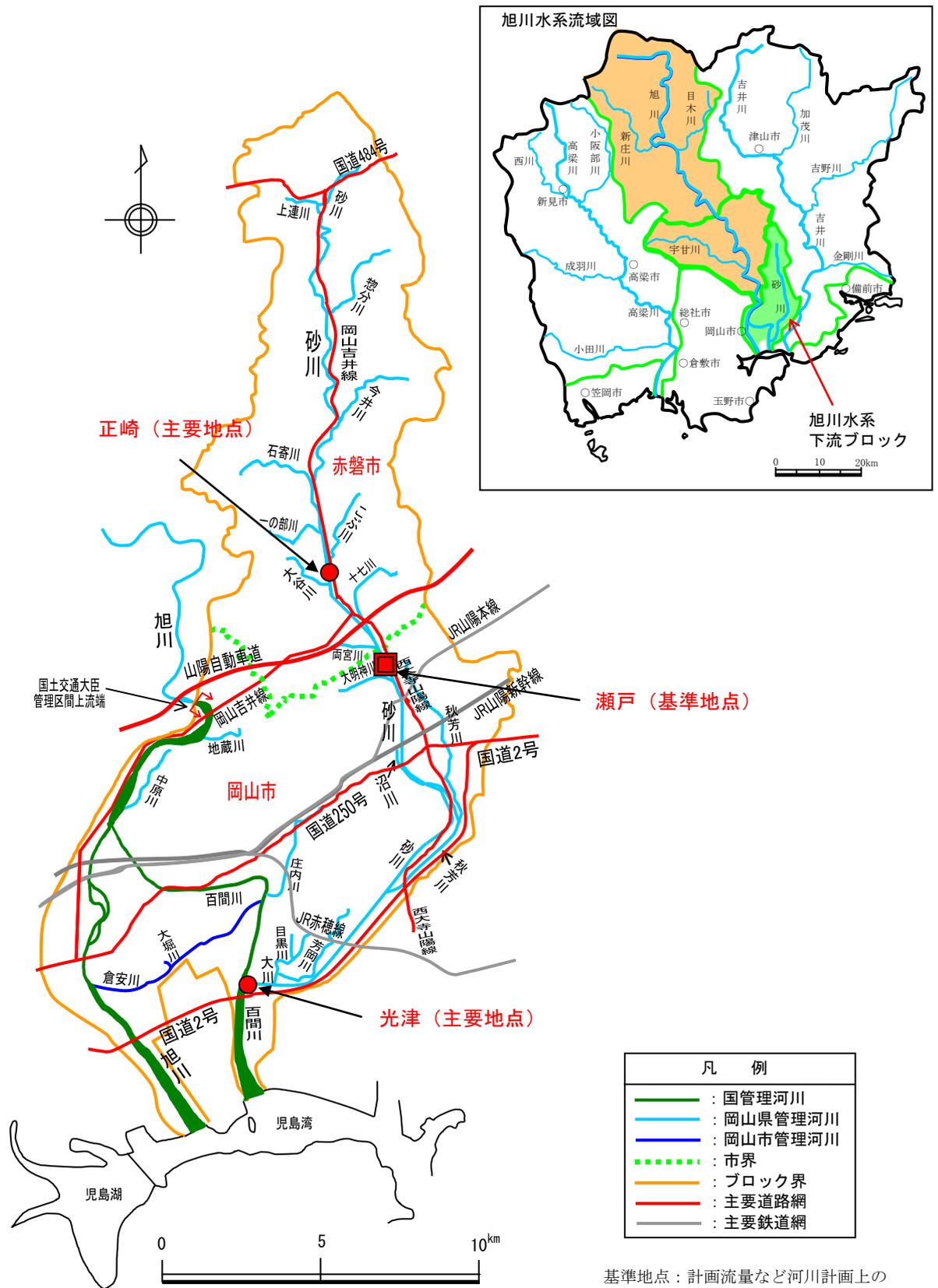


図-1 旭川水系下流ブロック流域図

1.2 河川の現状と課題

1.2.1 治水の現状と課題

旭川水系下流ブロックは、旭川が形成してきた沖積平野上に広がるとともに、江戸時代には干拓が広く進められたことから低平地が多く、これまで、度重なる洪水被害を受けています。また、近年、これらの低平地は市街地等の開発が進められ、県内でも有数の人口・資産の集積地帯となっています。このようなことから、一旦洪水による被害が発生すると、岡山県の社会・経済活動に甚大な影響を与えることになります。

旭川水系下流ブロックにおける洪水被害を見てみると、昭和以降では、昭和9年9月の室戸台風、昭和51年9月の台風17号によるものが甚大でした。

昭和9年9月の室戸台風では、旭川本川上流において多量の降雨があったために、旭川の本川が溢れたりその堤防が決壊する等、岡山市内に多くの被害をもたらしました。百間川も本川からの分派点付近の竹田<sup>たけだ</sup>で決壊した他、百間川に注ぐ砂川の下流部でも増水による浸水被害が発生しました。

昭和51年9月の台風17号では、6日間にわたって雨が降り続いたことから旭川本川の水位が高い状態が続きました。このため、支川からの排水が困難となり、庄内川、砂川沿川の低平地では、内水氾濫による浸水被害が発生しました。

昭和54年の台風20号では、砂川の中上流域に多くの降雨があったことから、瀬戸基準地点で過去最高水位を観測し、流下能力の不足している砂川中上流域を中心として、越水等により浸水面積556ha、家屋浸水678戸の被害が発生しました。

表一1 近年の主要な洪水による被害状況（ブロック内）

発生年月日	発生原因	日雨量 (mm)	被害状況			
			浸水面積 (ha)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	一般資産 被害額 (百万円)
昭和47年7月11日 (1972)	梅雨前線	72.5	548	37	275	172
昭和51年9月12日 (1976)	台風17号	118.5	3,295	774	3,654	2,477
昭和54年10月16日 (1979)	台風20号	119.5	558	81	630	263
平成2年9月18日 (1990)	台風19号	159.0	68	35	164	199
平成10年10月18日 (1998)	台風10号	102.0	30	28	25	186
平成16年9月29日 (2004)	台風21号	101.0	60	24	180	80
平成16年10月20日 (2004)	台風23号	117.0	65	0	7	8
平成24年7月7日 (2012)	梅雨前線	45.0	19	26	68	-

\*) 日雨量は、気象庁岡山観測所の最大日雨量。

\*) 被害状況は、「水害統計」（国土交通省水管理・国土保全局）による。  
ただし旭川本川、百間川を除く。

## 1. 流域の概要と河川の現状と課題

また、秋芳川、こぶ川等の沿川に低平地を有する河川においては、昭和47年7月の梅雨前線、平成2年9月の台風19号、平成10年10月の台風10号等で浸水被害が発生しました。

近年では平成16年9月の台風21号、同年10月の台風23号や平成24年7月の集中豪雨時に、砂川の氾濫等による浸水被害が発生したことは記憶に新しいところです。

本ブロックでは、庄内川において、昭和51年9月の台風17号による庄内川流域の浸水被害を契機として、河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、昭和53年から排水機場の整備や河川改修が行われ、昭和55年度に完成を見ました。

砂川は、本ブロック内で最も大きい支川で資産の集中する低平地を流れており、堤防の決壊による氾濫が発生すると地域に甚大な被害を与える可能性が高い河川です。このため、浸水被害の軽減を目指し昭和40年代から河川改修事業を継続してきましたが、未だ十分な治水安全度が確保されていない箇所もあり、今後も、着実に河川整備等の治水対策を進める必要があります。

## 1.2.2 利水の現状と課題

本ブロック内の砂川における流況についてみると、以下のとおりです。平均渇水流量は、砂川の瀬戸地点で  $0.16\text{m}^3/\text{s}$  となっています。

表-2 本ブロック内の砂川瀬戸観測所流況表（対象期間の平均値）

水位・流量 観測所	流域面積 ( $\text{km}^2$ )	統計期間	流況 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )				備考
			豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	
瀬戸	96.8	S62~H23 (24ヶ年)	1.64	0.80	0.43	0.16	国土交通省 観測値

\*) 豊水流量：1年のうち、95日はこれを下回らない流量  
 平水流量：1年のうち、185日はこれを下回らない流量  
 低水流量：1年のうち、275日はこれを下回らない流量  
 渇水流量：1年のうち、355日はこれを下回らない流量

旭川水系下流ブロックには、旭川等の流送土砂や江戸時代の干拓等によって形成された岡山平野が広がっており、農業用水の整備も進んだことから、岡山県の穀倉地帯の一翼を担っています。その水田を潤すため、国土交通大臣管理区間の旭川本川に位置する旭川合同堰等では、約 2,600ha の農地を潤すかんがい用水が取水されています。また、本ブロック内の岡山県管理区間の砂川とその支川では、約 1,100ha の農地を潤すかんがい用水が取水されています。

近年の本ブロック内における渇水状況としては、平成6年が特に顕著でした。旭川水系では、同年8月17日から（上水道用水は8月22日から）9月30日までの間、上水道用水 20%、工業用水 30%、農業用水 50%の取水制限が実施されました。この影響により、旭川水系下流ブロックでは、岡山市・旧山陽町の上水道用水が減圧給水となった他、合同用水堰等の農業関係用水は、3日通水3日断水という間断取水を余儀なくされました。

また、平成14年にも渇水が発生し、上水道用水 10%、工業用水 20%、農業用水 30%の取水制限が実施（9月11日から11月19日）されましたが、平成6年渇水の教訓を生かし、早期に取水制限を開始する行動計画を作成していたことから、上水道用水の減圧給水は実施されることはなく、市民生活への大きな影響は回避できました。

平成6年のような市民生活に大きな影響を及ぼす渇水の緩和のためには、安定的な水資源の確保等を行っていく必要があるとともに、節水意識の向上を啓発していく必要があります。

1.2.3 河川環境の現状と課題

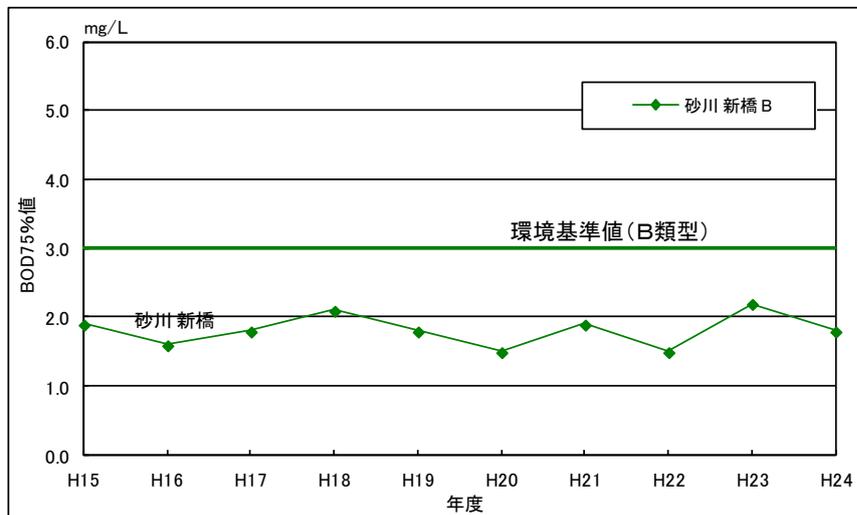
(1) 水質

公共用水域の水質環境基準について、本ブロック内の岡山県管理区間では、砂川が環境基準の水質類型のB類型（BOD3mg/L以下）に指定されており、近10ヶ年における水質（BOD75%値<sup>注</sup>）の経年変化を見ると、環境基準値を達成しています。

また、本ブロック内の国土交通省管理区間では、旭川本川の河口から乙井手堰<sup>おといでせき</sup>までの区間が同B類型（BOD3mg/L以下）、乙井手堰から上流の区間が同A類型（BOD2mg/L以下）、百間川が同C類型（BOD5mg/L以下）に指定されており、近10ヶ年における水質（BOD75%値<sup>注</sup>）の経年変化をみると、各測定地点で環境基準値を達成しています。

注) BOD75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データを小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目になる数値

岡山県管理区間内の環境基準点



国土交通省管理区間内の環境基準点

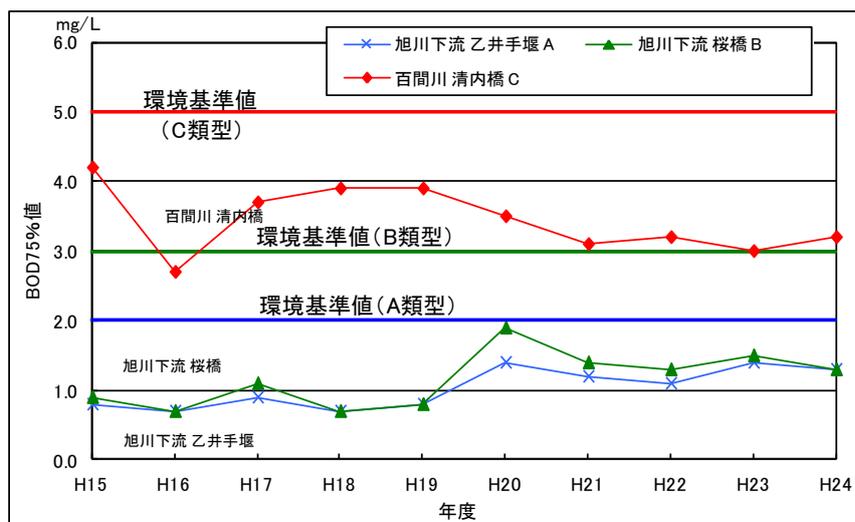


図-2 旭川水系下流ブロックの水質測定結果 (BOD75%値)

出典：岡山県環境白書資料編

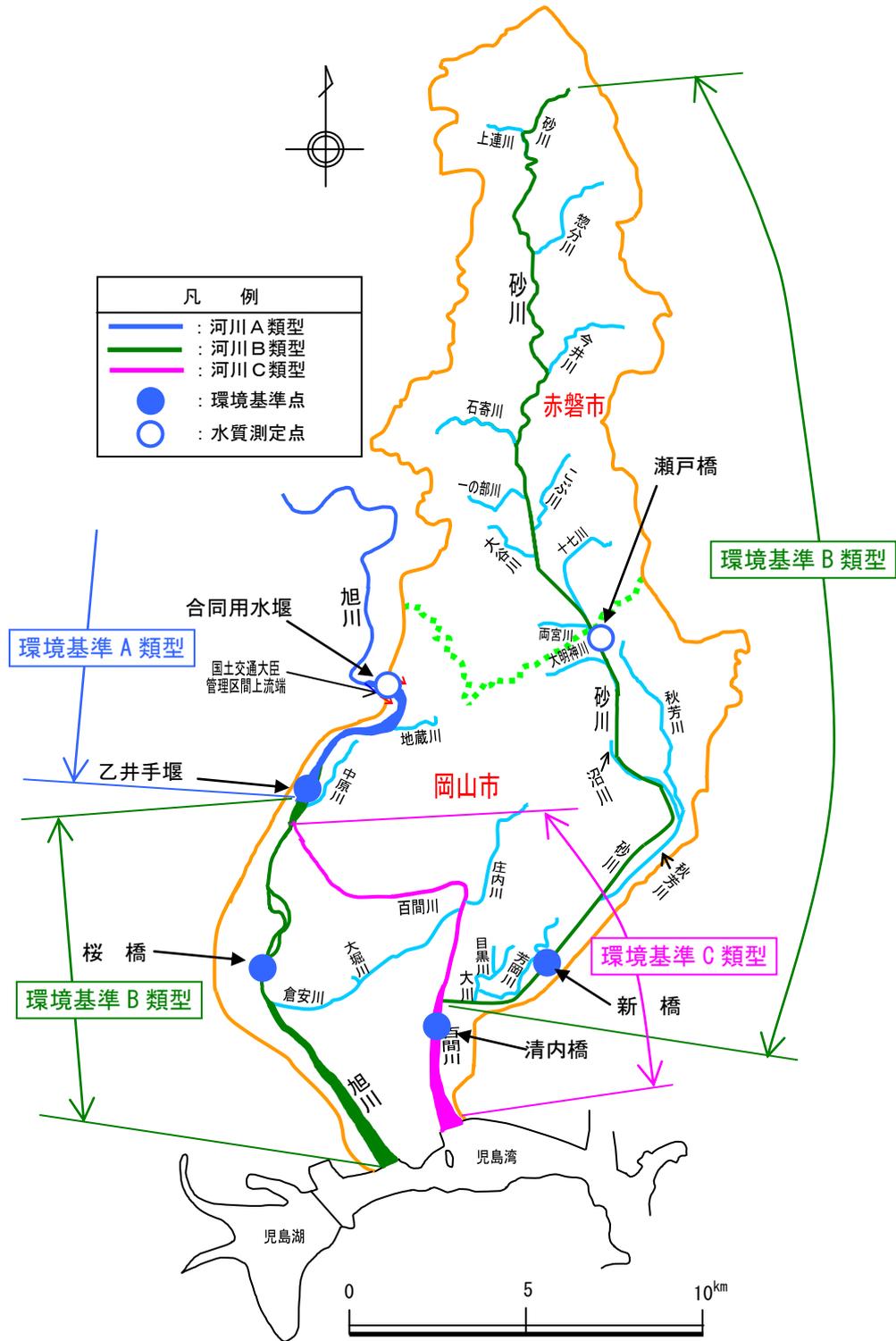


図-3 旭川水系下流ブロックの水質基準点位置及び類型指定状況

## (2) 動植物

本ブロックにおける動植物の生息・生育の概況は、魚類では、アユモドキ<sup>※1</sup>（岡山県：絶滅危惧Ⅰ類、環境省：絶滅危惧ⅠA類、）や、オヤニラミ（岡山県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：絶滅危惧ⅠB類）、スイゲンゼニタナゴ<sup>※2</sup>（岡山県：絶滅危惧Ⅰ類、環境省：絶滅危惧ⅠA類）の貴重種が確認されています。一般的な種としては、オイカワ、モツゴ、ドンコ、砂川のような砂礫床を好むカマツカ等が挙げられます。

昆虫類では、ナニワトンボ（岡山県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）が、赤磐市の砂川中上流部や岡山市で確認されています。

両生類では、ナゴヤダルマガエル（岡山県：絶滅危惧Ⅰ類、環境省：絶滅危惧ⅠB類）が臨海部に近い干拓地等において確認されています。また、カスミサンショウウオ（岡山県：絶滅危惧Ⅰ類、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）が岡山市や赤磐市の砂川中流部において確認されています。

鳥類では、貴重種であるチュウサギ（岡山県：絶滅危惧Ⅱ類、環境省：準絶滅危惧）、ミサゴ（岡山県：準絶滅危惧、環境省：準絶滅危惧）、ヤマセミ（岡山県：絶滅危惧Ⅱ類）をはじめ、一般的な種としては、アオサギ、セグロセキレイ等が確認されています。

河道内の植物では、貴重種であるコガマ（岡山県：準絶滅危惧）が砂川で確認されています。また、ヨシ、ツルヨシ、ヒメガマ、マコモ等の沿岸帯植物と共に、侵略性の高いヨモギ、オオアレチノギク、セイタカアワダチソウ等の草本類や特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやアレチウリも確認されています。木本類としては、ヤナギ類やアキニレが生育しています。

※1 アユモドキ：国内希少野生動植物種、国の天然記念物  
※2 スイゲンゼニタナゴ：国内希少野生動植物種  
法律により捕獲、採取等が禁止されている。

## (3) 河川空間の利用

本ブロックの河道形態をみると、砂川の下流域等に見られるゆるやかな淵となっている区間や、瀬や淵を連続的に形成している中流域の典型的な河道形態の区間、さらに渓谷の姿を見せる砂川の上流区間等変化に富んでいます。

河川空間の利用状況としては、旭川、百間川には高水敷空間が整備されており、スポーツ等に利用されています。一方、赤磐市南部の砂川では、水辺を活かした親水空間の整備を進めており、また、約1kmにわたって桜が植樹されている区間も存在する等、地域住民に親しまれています。なお、惣分川の砂川合流点付近には「水辺の楽校」（親水公園）が整備されており、地元の小学生等に身近な水辺として利用されています。

## (4) 歴史・文化

本ブロックの代表的な河川である砂川の改修の歴史は、江戸時代にまで遡ります。砂川は低平地を流れていることもあって幾度も洪水を引き起こしていたため、池田藩では、延宝5年（1677）に砂川の改修を完成させ、この結果排水が良好になりました。

また、百間川は、陽明学者の熊沢蕃山が池田光政に岡山城下を旭川の洪水から守るためにその開削を進言し、津田永忠が総奉行となって施行した人工河川です。

## 1. 流域の概要と河川の現状と課題

その他、本ブロック内には岡山後樂園（国指定名勝）や両宮山古墳（国指定史跡）、  
大廻小廻山城跡（国指定史跡）のほか、多くの文化財や史跡が存在します。

このように、旭川水系下流ブロックの河川は、比較的都市化された流域の中に豊かな自然環境を提供するとともに先人の歴史を秘め、私たち人間に様々な恩恵をもたらしている他、多様な生物の生息・生育環境を維持してきました。今後も、これらの河川環境を保全していくとともに、自然を活かした川づくりを行っていく必要があります。

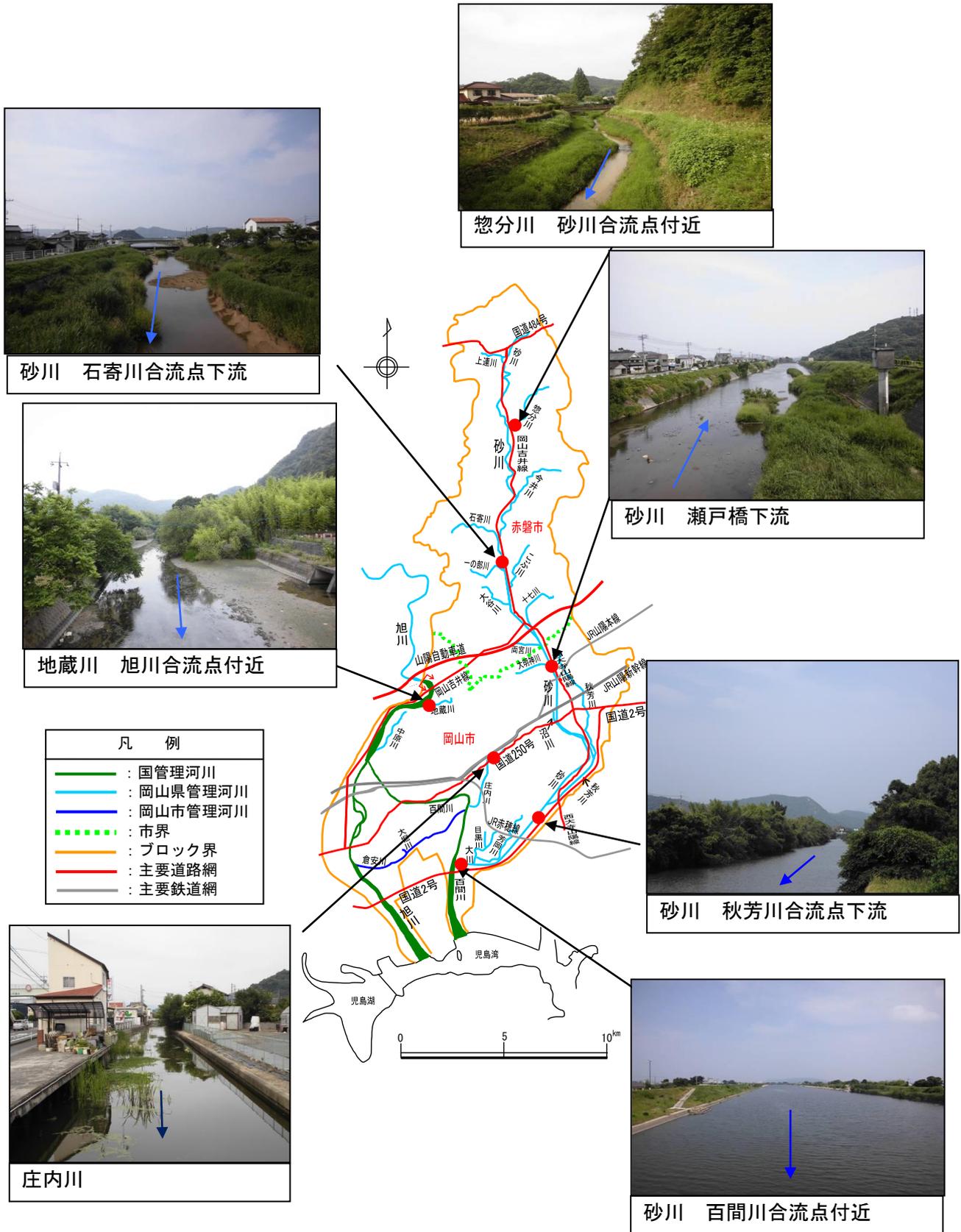


図-4 旭川水系下流ブロックの状況

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

## 2.1 整備計画の対象区間及び期間

本計画は、一級河川旭川における河口（百間川河口を含む）から岡山市北区牟佐<sup>むさ</sup>まで（国土交通大臣管理区間）の流域のうち、岡山県が管理する河川を対象とします。（表-3）

※国土交通大臣管理（旭川・百間川）、岡山市管理（倉安川<sup>くらやすがわ</sup>、大堀川<sup>おおほりがわ</sup>）河川は対象ではありません。

本計画の対象期間は、計画策定時から概ね30年間とし、事業を進めるにあたっては施設整備の必要性、計画の妥当性について、流域住民の理解を求めるとともに、流域の人口分布、資産、土地利用の動向等を踏まえて、治水効果の早期発現に向けて取り組むこととします。なお、本計画は現在の知見により設定したものであり、洪水等の被害の発生状況、水利用の変化や渇水被害の発生状況、河川環境や沿川環境の変化及び社会経済情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行います。

表-3(1) 旭川水系下流ブロック対象河川一覧（1/2）

No	河川名	区 間		河川延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )
		上流端	下流端		
1	しょうないがわ川 庄内川	左岸：岡山市東区鉄123番の1地先 右岸：同市東区鉄74番地先	百間川への合流点	3.9	13.1
2	すながわ川 砂川	左岸：赤磐市仁堀東字奥の前890番地先 右岸：同市仁堀東字友清695番地先	百間川への合流点	39.7	149.2
3	おおがわ川 大川	岡山市東区益野町62番の1地先の池田橋	砂川への合流点	2.0	6.7
4	よしおかがわ川 芳岡川	左岸：岡山市東区浅越468番地先 右岸：同市東区広谷335番地先	大川への合流点	4.1	1.7
5	めぐるがわ川 目黒川	左岸：岡山市東区益野町195番地先 右岸：同市東区益野町196番の3地先	大川への合流点	0.9	1.9
6	あきよしがわ川 秋芳川	左岸：岡山市東区瀬戸町寺地字畔田510番の2地先 右岸：同東区瀬戸町寺地字山手576番の1地先	砂川への合流点	11.4	28.3
7	ぬまがわ川 沼川	左岸：岡山市東区沼字矢原1917番地先 右岸：同市東区沼字鶴垣1917番地先	秋芳川への合流点	1.9	7.6
8	だいみょうじんがわ川 大明神川	左岸：岡山市東区瀬戸町観音寺字前池下183番地先 右岸：同市東区瀬戸町観音寺字向上1170番地先	砂川への合流点	3.4	7.5
9	りょうぐうがわ川 岡宮川	左岸：赤磐市岩田字西池下104番の2地先 右岸：同市岩田字上梶久84番の1地先	砂川への合流点	2.7	9.8
10	とひちがわ川 十七川	左岸：赤磐市中島字山田505番地先 右岸：同市中島字山口481番地先	砂川への合流点	4.2	9.3
11	たいたにがわ川 大谷川	左岸：赤磐市西中字三ノ平1599番の1地先 右岸：同市西中字新道坊1724番の3地先	砂川への合流点	3.2	4.4
12	こぶがわ川 こぶ川	左岸：赤磐市神田字奥342番地先 右岸：同市神田字濱ヶ鼻642番地先	砂川への合流点	2.7	6.8
13	いちべがわ川 一の部川	赤磐市上仁保字上地山1001番地	砂川への合流点	3.2	4.6
14	いしよりがわ川 石寄川	左岸：赤磐市山口字吉末上787番の2地先 右岸：同市山口字馬淵1249番の2地先	砂川への合流点	3.4	9.4
15	いまいがわ川 今井川	赤磐市北佐古田字蜂ノ坪142番地先の農道橋下流端	砂川への合流点	4.3	7.2

表-3(2) 旭川水系下流ブロック対象河川一覧 (2/2)

No	河川名	区 間		河川延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )
		上流端	下流端		
16	惣分川	左岸：赤磐市山手字大原 1246 番地先 右岸：同市山手字和田山 1247 番地先	砂川への合流点	4.2	9.2
17	上連川	左岸：赤磐市広戸字松定 186 番の1 地先 右岸：同市広戸字入道坂 185 番地先	砂川への合流点	1.9	6.8
18	中原川	左岸：岡山市中区祇園字大川端 897 番地先 右岸：同市中区中原字上新田又 46 番地先	旭川への合流点	2.1	2.2
19	地蔵川	岡山市北区牟佐字久保田 608 番の1 地先市道橋下流端	旭川への合流点	1.2	6.6

## 2.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

旭川水系下流ブロックでは、これまでの水害を基に浸水被害を防止・軽減するための河川改修を実施し、治水安全度の向上を図ってきましたが、砂川では平成 24 年 7 月洪水など近年の洪水でも、越水等による浸水被害が発生しています。

このため、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関しては、砂川において、戦後最大規模の洪水である昭和 54 年 10 月洪水（台風 20 号）と同程度の洪水に対して、人家等の浸水被害の防止又は軽減を目指します。また、砂川の水位影響を受ける支川についても、必要に応じて整備を行います。

## 2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、水利用の状況、流況等を把握し、良好な自然・社会環境の維持・保全に努めます。

また、渇水時には、必要に応じて、状況を把握するとともに関係機関と連携し、被害の軽減に努めます。

## 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合性や沿川地域の歴史・文化に配慮し、豊かな自然環境や良好な河川景観の保全・再生を図るとともに、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキはもとより多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

水質については、下水道事業や関係機関及び流域住民との連携を図りながら、流入汚濁負荷量の削減対策等に取り組み、河川状況の把握を行いながら良好な水質の維持に努めます。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 河川工事の施行の場所

旭川水系下流ブロックにおいて河川整備計画の目標を達成するために、表-4 に示す区間で河川工事を実施します。なお、施行箇所的位置を図-5 に示します。

なお、整備する河川及び区間は、流域の人口分布、資産、土地利用の動向や要望状況、過去の水害の発生状況、河川の整備状況等を踏まえて選定しています。

表-4 河川工事施行区間

種別	河川名	対象区間	延長
河川改修	砂川	百間川合流点から正崎橋付近（赤磐市正崎）	約 18.6km

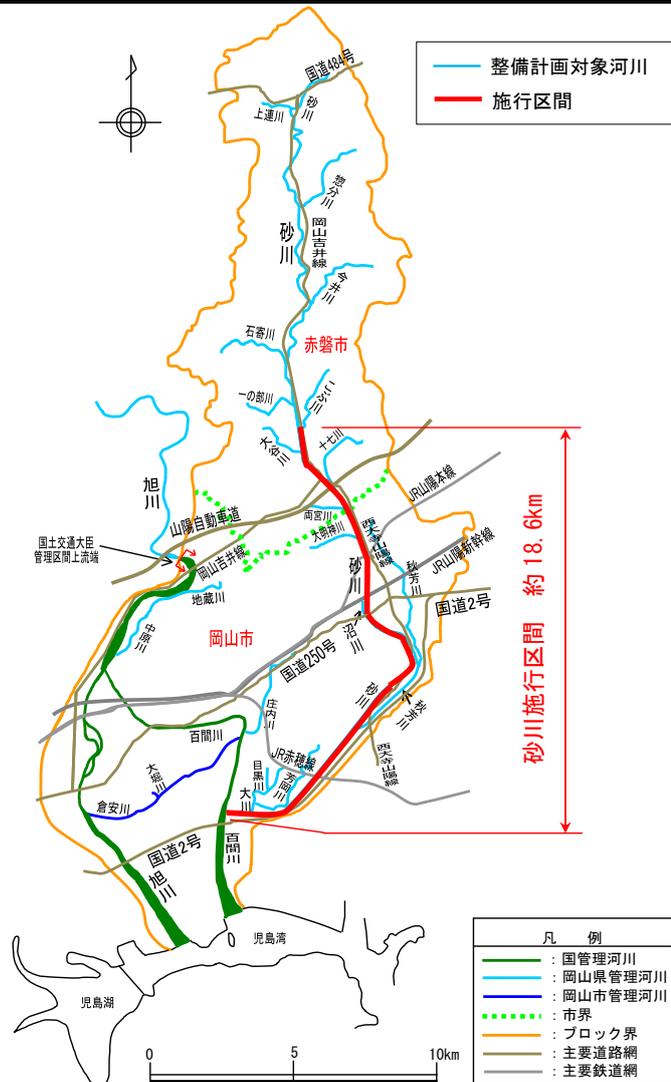


図-5 旭川下流ブロック 施行箇所位置図

3.1.2 河川工事の目的、種類及び河川管理施設の機能の概要

砂川については、戦後最大規模の洪水である昭和54年10月洪水（台風20号）と同程度の洪水に対して、人家等の浸水被害の防止又は軽減を図るため、河道掘削や築堤、堰の改築等の整備を行い、河川の流下能力を向上させます。

また、河川整備を行う際には、景観の保全及び動植物の生息・生育環境など自然環境の保全に配慮します。

河川整備を実施する、砂川の目標流量配分を図-6に、また、代表断面図を図-7に示します。

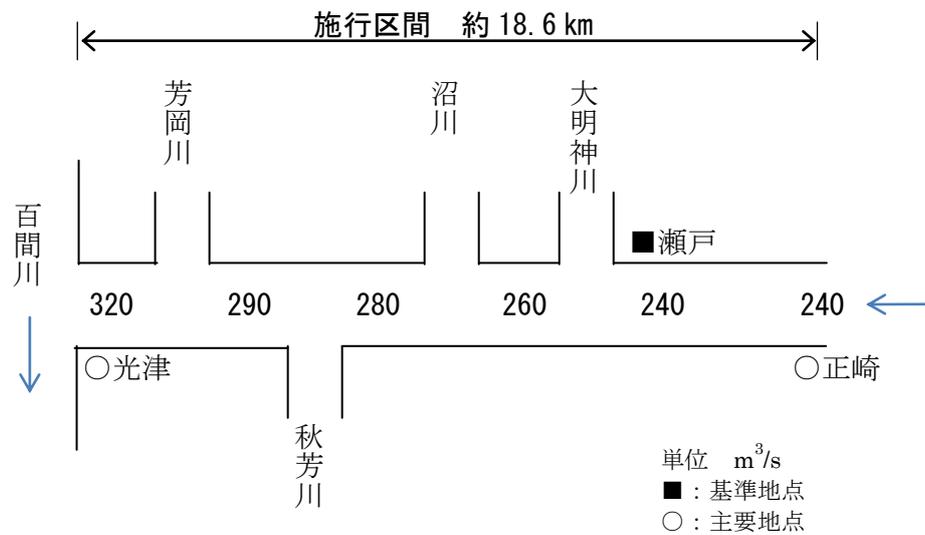
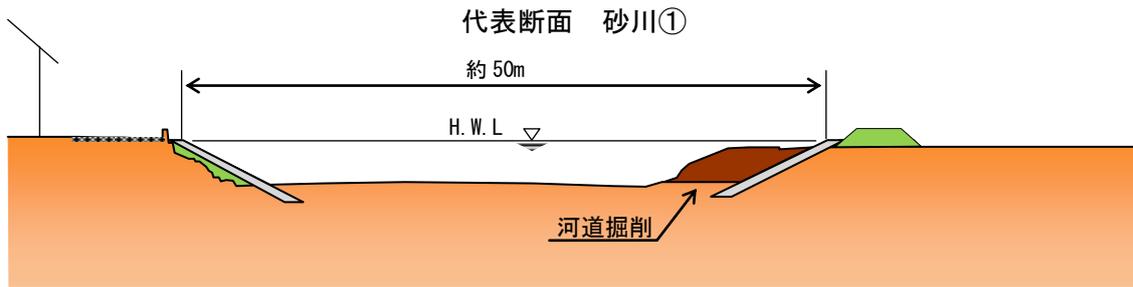
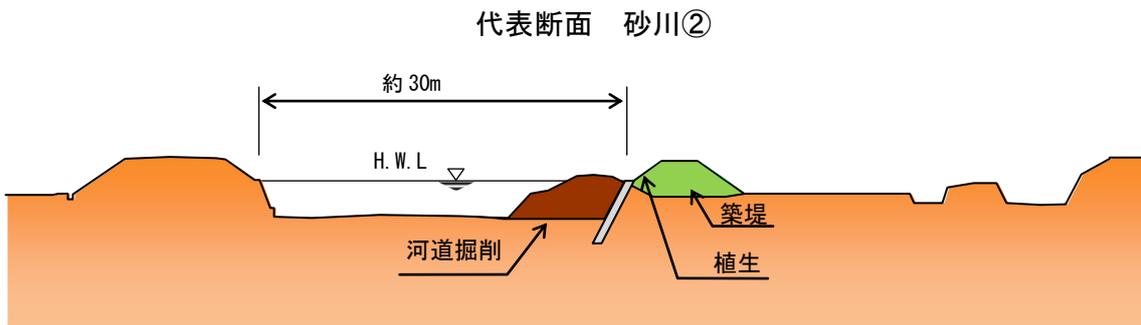


図-6 砂川の整備目標流量配分図



注) 現地の状況などにより横断形状を変更することがあります。



注) 現地の状況などにより横断形状を変更することがあります。



図-7 砂川 代表断面及び位置図

## 3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理については、河川の特長や沿川の土地利用状況を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全がなされるよう、河川占有者及び関係機関と調整を図ります。

### 3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

#### (1) 河床の維持

土砂の堆積や樹木により、川の流れが阻害されている場合には、必要に応じて関係機関と連携し、河道掘削や樹木伐採等の必要な対策を講じます。なお、対策を実施する際には、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮に努めます。

また、洗掘による河床の低下は護岸等構造物の基礎が露出する等災害発生の要因となるため、早期発見に努め適正な対応を行います。

#### (2) 河川管理施設の維持

護岸・堤防の亀裂発生等の異常を早期に発見するため、定期的な河川巡視を行うとともに、樋門・樋管等の点検を行い、河川管理上支障となる場合は速やかに修繕等の必要な対策を行います。また、河川管理施設の老朽化対策を計画的に行います。

#### (3) 植生の維持、清掃活動等

旭川水系下流ブロックの河川は、豊かな自然や歴史、文化に囲まれ、人々の憩いの場としても親しまれています。このような恵まれた河川環境の適正な維持・保全に努めるとともに、必要な箇所については、草刈り、清掃活動等の維持管理活動を、関係機関及び地域住民等と協力して実施します。なお、特定外来生物については、今後必要に応じて関係機関の取り組みも踏まえながら対策等に努めます。

#### 4. 河川情報の提供及び地域や関係機関との連携に関する事項

##### (1) 河川に関する調査・研究等の推進

河川の自然環境に配慮した川づくりに関する調査・研究を行い、その成果を今後の河川整備に活かしていきます。

##### (2) 河川情報の提供

洪水による被害を軽減するためのソフト対策として、雨量や水位等の迅速な情報収集を行うとともに、岡山県総合防災情報システムによりインターネットホームページやメール配信により住民へ情報を提供しています。砂川では、市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位などを定め、水位が達した場合には水防管理団体などの関係機関に通知しています。また、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水位を示した浸水想定区域図を公表しています。今後も、河川防災情報の充実に向けた整備・拡充に取り組み、よりわかりやすい情報提供に努めます。

また、インターネットホームページによる河川事業の紹介など河川に関する情報の提供を適宜行い、河川事業に関して広く理解を得られるよう努めます。

##### (3) 地域や関係機関等との連携

多様化する流域住民のニーズを反映した川づくりを進めるため、河川や流域に関する様々な情報を広く提供するとともに、流域住民や関係機関と連携を強化し、良好な河川環境の整備を推進します。

治水、利水及び景観等の河川環境上の適切な河川管理を図ることに支障が生ずる場合は、関係機関と連携して対応します。

河川への油類流出などの水質事故が発生した場合には、情報収集を行い、速やかに関係行政機関等に通報するとともに、連携して適切な対応を行います。

適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて流出抑制対策の実施を事業者に指導します。

許可工作物の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響だけでなく環境の保全にも十分配慮するよう指導します。

洪水時には、河川管理者及び関係機関の連携のもと、適切な水防活動が行われるよう指導・支援するとともに、必要に応じて流域住民に対し水防に関する啓発活動を行っていきます。

地域の河川に愛着心を深め協働を基調とした地域社会を支え合う仕組みづくりを推進するため「おかやまアダプト」推進事業による環境美化活動を推進し、河川愛護活動に対して支援を行うとともに、流域住民と連携した河川の環境づくりに努めます。